

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第六十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後		改 正 前	
		（市町が処理する事務の範囲） 第一条（略）		（市町が処理する事務の範囲） 第一条（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

		改 正 後		改 正 前	
		（市町が処理する事務の範囲） 第一条（略）		（市町が処理する事務の範囲） 第一条（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

除の八 削	一の七 (略)	除の六 削	除の五 削	除の四 削
	(略)			

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(略)	一の十削	除一の九の二	(略)	
(略)		(略)	(略)	
(略)	一の十削	除一の九の二	(略)	規定期定する のうち、規則に基 づく事務の執行に 係る事務の執行に ノグ業法クリーニ
の定めるも に規則で別 あつて別 く事務で 則に基づ る事務の 施行に係 容師法の 定する美 二〇に規 号の二の の第十四 二条の表 条例第 一の十特 一の九の二	規定期定する のうち、規則に基 づく事務の執行に 係る事務の執行に ノグ業法クリーニ			